

経過措置品目のお知らせ

(経過措置満了日:2013年3月31日)

医療関係者 各位

謹 啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、すでに販売中止のご案内をさせて頂きました下記品目につきまして、2012年3月5日付官報告示(厚生労働省告示第75号)にて経過措置品目へ移行し、2013年3月31日をもちまして経過措置期間が満了いたしますので、下記の通りご案内申し上げます。

今後とも引き続き弊社製品のご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹 白

記

1. 経過措置品目

商品名	薬価収載名	規格単位	薬価基準収載 医薬品コード
取扱い販売中止案内：2005年8月1日付			
レバイデン	レバイデン	100 mg 1錠	3919300F1130
レバイデン G 顆粒	レバイデン G 顆粒	20% 1g	3919300D1024
取扱い販売中止案内：2008年4月24日付			
*シクロスポリンカプセル 25 mg「FC」	シクロスポリンカプセル 25 mg「FC」	25 mg 1カプセル	3999004M4060
*シクロスポリンカプセル 50 mg「FC」	シクロスポリンカプセル 50 mg「FC」	50 mg 1カプセル	3999004M5067
販売中止案内：2009年6月26日付			
サルナチン錠 100 mg	サルナチン錠 100 mg	100 mg 1錠	2399006F1374
取扱い販売中止案内：2010年2月22日付			
モービリンゲル	モービリンゲル	1g	2649865M2032
モービリン軟膏	モービリン軟膏	1g	2649865M1133

※経過措置期限が延長される品目(経過措置期限：2012年3月31日 ⇒ 2013年3月31日)

※「シクポラールカプセル 25」及び「シクポラールカプセル 50」の代替品として取扱い販売をしておりました。

「シクポラールカプセル 25」及び「シクポラールカプセル 50」は、現在も販売を継続しております。

2. 経過措置期間満了日

◆ 2013年3月31日 (2013年4月1日以降は、保険請求ができませんのでご留意下さい。)

以上

1/1